



(法令編)
No. 86
1月号

町 会 県 重 三 三
課 務 務 務 務 務
発行 編集

(つづけておくと便利です。)

目次

- 度会村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (条例第二十七号)
- 度会村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十八号)
- 度会村事務所名称条例を廃止する条例 (条例第二十九号)
- 度会村税条例の一部を改正する条例 (条例第三十号)
- 議会の議員その他非常勤の職員 of 公務災害補償に関する条例 (条例第三十一号)
- 度会村事務所位置条例等の一部を改正する条例 (条例第三十二号)
- 度会村診療所運営に関する給付条例の一部を改正する条例 (条例第三十三号)

○ 度会村条例第二十七号

度会村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
右公布する。

昭和四十二年十二月二十六日

三重県度会村長 浜 岡 和 一
度会村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

度会村消防団員等公務災害補償条例(昭和四十一年度会村条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十五条の六」を「第三十五条の七」に改める。

第五条第二項第二号中「七百元」を「一千三百円」に、「千円」を「二千八百円」に改め、同条第三項中「第一号に該当する者については二十円」を「第一号に該当する者については三十三円」に改める。

第十一条第一項第一号及び第三号中「六十歳」を「五十五歳」に改め同項第四号中「第五級」を「第七級」に改める。
第十三条第一項第六号中「六十歳」を「五十五歳」に改める。
第十五条に次の一項を加える。

3 非常勤消防団員等が遺言又はその者の属

する任命権者に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。
第十六条第一項中各号列記以外の部分を次のように改める。
遺族補償一時金は次に掲げる場合に支給する。

第十六条第一項第一号中「補償基礎額に四百を乗じて得た額」を削り、同項第二号中「前号に掲げる額から既に支給された遺族補償年金の合計額を控除した額」を削り同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 当分の間、遺族補償一時金の額は、補償基礎額の四百倍に相当する額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額(第十六

附則第五条を次のように改める。 第五条 別表第一 補償基礎額表中

一、二八〇円	一、三二〇円	一、三四〇円	一、三七〇円	一、四〇〇円	一、四三〇円
一、一六〇	一、一九〇	一、二二〇	一、二五〇	一、二八〇	一、三一〇
一、〇四〇	一、〇七〇	一、一〇〇	一、一三〇	一、一六〇	一、一九〇
九二〇	九五〇	九八〇	一、〇一〇	一、〇四〇	一、〇七〇
一、七八〇円	一、八二〇円	一、八六〇円	一、九〇〇円	一、九四〇円	一、九八〇円
一、六二〇	一、六六〇	一、七〇〇	一、七四〇	一、七八〇	一、八二〇
一、四六〇	一、五〇〇	一、五四〇	一、五八〇	一、六二〇	一、六六〇
一、三〇〇	一、三四〇	一、三八〇	一、四二〇	一、四六〇	一、五〇〇

改める

条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額」とする。
一、第十五条第一項第三号に該当する者(次号に掲げる者を除く。)百分の百
二、第十五条第一項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の當時十八歳未満若しくは、五十五歳以上の三親等内の親族又は第十一条第一項第四号に定める療疾の状態にある三親等内の親族百分の百七十五
三、第十五条第一項第一号、第二号及び第四号に該当する者百分の二百五十
四、第十二条第二項の規定は、遺族補償一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。
第二十四条第二項中「損害補償を受けたときは」を「損害賠償を受けたときは」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

第二条 改正後の消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

(損害補償の経過措置)

第三条 改正前の消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく休業補償及び障害補償年金のうち昭和四十二年四月一日(以下「適用日」という。)の前日までの間にかかる分並びに旧条例の規定に基づく遺族補償年金障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が適用日の前日までに生じたものについては、なお、従前の例による。

第四条 新条例の規定に基づく休業補償及び障害補償年金(適用日の前日までに支給の事由が生じたものに限る。)のうち適用日以後において支給すべきものにかかる補償基礎額については、新条例第五条第二項及び第三項の規定を適用する。

第五条 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において旧条例の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間にかゝる分に限る。)並びに旧条例の規定に基づく障害一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給の事由が生じたものに限る。)

として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

○度会村条例第二十八号

度会村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

昭和四十二年十二月二十六日

三重県度会村長 浜 岡 和 一

度会村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

度会村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和三十九年度度会村条例第十五条)の一部を次のように改正する。

第四条を第三条とし第三条を次のように改める。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第三条 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。

ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が二年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とする。

第三条を第四条とし第四条第一項を次のように改める。

第四条 勤務年数については、引き続き三年以上である場合に限りその者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、すでに退職報

償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

第四条の次に第四条の二として次の一条を加える。

第四条の二 非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間を、勤務年数に算入しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(退職報償金の支給基礎となる階級に関する経過措置)

第二条 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)第三条の規定は、昭和四十二年四月一日以後において退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお、従前の例による。

(退職報償金に係る勤務年数の算定に関する経過措置)

第三条 新条例第四条の規定は、昭和四十二年九月七日以後において退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

○度会村条例第二十九号

度会村事務所名称条例を廃止

する条例
右公布する。

昭和四十二年十二月二十六日

三重県度会村長 浜 岡 和 一
度会村事務所名称条例を廃止する条例
度会村事務所名称条例(昭和四十一年度度会村条例第四十六号)は、廃止する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

○度会村条例第三十号

度会村税条例の一部を改正する条例
右公布する。

昭和四十二年十二月二十六日

三重県度会村長 浜 岡 和 一
度会村税条例の一部を改正する条例
度会村税条例の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第九十八条第四項」に「及び第八号、法三十四條の七第五項」を、「第八号及び第十号」に改める。

第三十四条の二第一項中「生命保険料控除額」の下に、「障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、「第六項」を「第五項」に改め、同条第二項中「又は生命保険料控除額」を「生命保険料控除額又は勤労学生控除額」に改める。

第三十四条の四中「施行規則第五号の三様式による申告書を提出したときは、当該

納税義務者の一を「第三十六条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）に法第三百十七条の二第一項第六号に掲げる事項の記載があるときは、当該一に「第八十四条」を「第九十条」に改める。

第三十四条の五第一項中「規定による申告書の提出があった場合」を「規定の適用がある場合」に「第八十四条」を「第九十条」に改める。

第三十四条の七を次のように改める。

（外国税額控除）

第三十四条の七、所得割の納税義務者が外国の所得税等を課せられた場合においては、法第三百十四條の七及び令第四十八條の九の二に規定するところにより控除すべき額を、第三十四条の三から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割額から控除する。

第三十六条の三第一項中「前条第一項」

の下に「又は第三項から第五項まで」を加え、同条第二項中「記載された事項」の下に「（施行規則第二條の三第一項各号に掲げる事項を除く。）」を加え、「に掲げる」を「又は第三項に規定する。」に改め「相当するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を「前条第一項」の下に「又は第三項から第五項まで」を加え、同条に次の一項を加える。

3、第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第二條の三第二項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

附則中 第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

（個人の村民税の配当控除）

6、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第十項に規定する配当所得（利息の配当を除く。）があると当所得の間、同項各号に掲げる金額の合計額をその者の第三十四条から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附 則

（施行期日）

1、この条例は、昭和四十三年一月一日から施行する。

（適用区分）

2、改正後の村税条例の規定は、昭和四十三年度の個人の村民税については、なお従前の例による。

○度会村条例第三十一号

議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償に関する条
例

右公布する。

昭和四十二年十二月二十六日

三重県度会村長 浜 岡 和 一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例

第一章 総則

（目的）

第一条、この条例は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第

六十九条及び第七十条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、瘵疾又は死亡という。以下同じ。）に対する、補償（以下「補償」という。）に関する制度を定めることを目的とする。

（職員）

第二条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査委員及び囑託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第一条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

一、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の適用を受ける者。

二、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく船員保険の、被保険者（同法第二十条の規定による被保険者を除く。）

三、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の公務災害補償に関する条例（昭和三十三年三重県条例第四十七号）の適用を受ける者

四、度会村消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年度会村条例、第二十四号）の適用を受ける者

（実施機関）

第三条、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる機関（以下、「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

一、議会の議員、議長
二、執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員、村長
三、その他の職員、任命権者

2、実施機関は、職員について公務に基づく認定される災害が発生した場合にその災害が公務上のものであるかどうかを認定し、公務上のものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3、実施機関は、前項の規定による災害が公務上のものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見をきかなければならない。

（認定委員会）

第四条、度会村に認定委員会を置く。

2、認定委員会は、委員五人をもって組織する。

3、委員は学識経験を有する者のうちから村長が委嘱する。

4、委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5、委員は、再任されることができる。

6、認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7、委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

8、前各号に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。

(補償基礎額)

第五條、この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

一、議会の議員、議会の議長が村長と協議して定める額

二、執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員、村長が定める額。

三、その報酬が日額で定められている職員、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められた日においてその報酬の額(その報酬の額が著しく低額、又は高額である場合は実施機関が村長と協議して定める額)

四、報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員、前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が村長と協議して定める額

第二章 補償及び福祉施設

(補償の種類)

第六條、補償の種類は、次に掲げるものとする。

一、療養補償

二、休業補償

三、障害補償

イ、障害補償年金

ロ、障害補償一時金

四、遺族補償

イ、遺族補償年金

ロ、遺族補償一時金

(療養補償)

第七條、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行ない又は必要な療養の費用を支給する。

(休業補償)

第八條、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第九條、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき、別表に定める第一給から第七給までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき、補償基礎額に同表に定める倍率を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八給から第十四給までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍率を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償及び障害補償の制限)

第十條、実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷、疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から三年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償又は障害補償の金額からその金額の百分の三十に相当する金額

を減ずることができる。

2、実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又は回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合一回につき十日間(十日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間)に於いての、休業補償を行わないことができる。

(遺族補償)

第十一條、職員が公務上死亡した場合においては、遺族補償としてその遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第十二條、遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、以外の者については、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一、夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母

については五十五歳以上であること。

二、子又は孫については、十八歳未満であること。

三、兄弟姉妹については、十八歳未満若しくは五十五歳以上であること。

四、前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表の第七級以上の等級の身体障害に該当する癱疾の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による癱疾の状態にあること。

2、遺族補償年金を受けべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3、遺族補償年金の額は、一年につき次の各号に掲げる額の合計額とする。

一、補償基礎額に三百六十五を乗じて得た額(以下「補償基礎額の年額」という。)(百分の二十五に相当する額)

二、遺族補償年金を受け権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき補償基礎額の年額の百分の五に相当する額。ただしその額が補償基礎額の年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、補償基礎額の年額の百分の二十五に相当する額。

第十三條、遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年

金を支給する。

一、死亡したとき。

二、婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

三、直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と、同様の事実にある者を含む。)となったとき。

四、離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

五、子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき(職員の死亡の時から引き続き第十二条第一項第四号の療疾の状態にあるときを除く。)

六、第十二条第一項第四号の療疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき(夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時五十五歳以上であったとき、子又は孫については十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十八歳未満であるか、又は職員の死亡の当時五十五歳以上であった時を除く。)

2、遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

(遺族補償一時金)
第十四条、遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

一、職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二、遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ当該職員の死亡に關し、既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に、満たないとき。

2、遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において、次の各号の一に該当するものとする。

一、配偶者
二、職員の収入によって、生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
三、前二号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの
四、第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3、遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4、遺族補償一時金の額は、第一項第一号の場合にあつては、補償基礎額の四百倍に相当する金額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする

(葬祭補償)
第十五条、職員が公務上死亡した場合においては、葬祭を行なう者に対して、葬祭

補償として、補償基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(この条例に定めがない事項)
第十六号、この章に定めるもののほか、補償に關し必要な事項については、地方公務員災害補償法第三章(第二十四条、第四十五条及び第四十六条を除く。)の規定の例による。

(福祉施設)

第十七条、実施機関は、公務上の災害を受けた職員の福祉に關して必要な次の施設をするように務めなければならない。

- 一、外科後処置に關する施設
- 二、休養又は療養に關する施設
- 三、リハビリテーションに關する施設
- 四、義し、義眼、補聴器等の補装具の支給に關する施設
- 五、その他必要と認める施設

第三章

(審査)

第十八条、実施機関の行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して不服がある者は、公務災害補償審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。

2、前項の申立があつたときは、審査会はすみやかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第十九条、度会村に審査会を置く。
2、審査会は委員三人をもって組織する。
3、委員は、学識経験を有する者のうちか

ら村長が委嘱する。
4、委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5、委員は再任されることができる。
6、審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
7、会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

8、前各号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に關し必要な事項は規則で定める。

第四章 雑則

(報告、出頭等)

第二十条、実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け又は受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。
2 前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第二十一条、補償を受ける権利を有する者が正当な理由がなくて前条第一項の規定による報告をさせず文書その他の物件を提出せず、出頭せず又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

(期間の計算)

第二十二條、この条例又はこの条例に基づき基礎に規定する期間の計算については民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(規則への委任)

第二十三條、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第二十四條、第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず又は、医師の診断を拒んだものは、一万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一條、この条例は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二條、この条例の施行前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合(この条例の施行前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の施行後に療疾となり又は死亡した場合を含む。)におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

(遺族補償の支給に関する暫定措置)

第三條、施行日から五年以内に職員が公務上死亡した場合において当該死亡に関し遺族補償年金を受け得る権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先だつて申し出たときは、補償基礎額の四百倍に相当する額を一時金として支給する。

2、前項の一時金が支給される場合には、

当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、次の各号に掲げる額の合計額が当該一時金の額に達するまでの間その支給を停止する。

一、一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額。

二、一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を百分の五にその経過した年数(当該年数に未滿の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合計額。

3、第一項の一時金は、この条例の規定の適用については遺族補償年金とみなす。

第四條、遺族補償一時金の額は、当分の間第十四條第四項の規定にかかわらず補償基礎額の四百倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

- 一、第十四條第二項第三号に該当する者(次号に掲げる者を除く。)百分の百
- 二、第十四條第二項第三号に該当する者のうち職員の死亡の当時十八才未滿若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は第十二條第一項第四号に定める療疾の状態にある三親等内の親族百分の百七十五
- 三、第十四條第二項第一号、第二号又は第四條に掲げる者百分の二百五十

(他の法令による給付との調整)

第五條、障害補償年金又は遺族補償年金の額は、これらの補償の事由となつた身体障害又は死亡について次の各号に定める年金が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらずこの条例の規定による年額から当該年金の年額にそれぞれ次の各号に定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

- 一、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は厚生年金保険法(昭和二十年法律第百十号)の規定による障害年金又は遺族年金。二分の一
- 二、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の規定による障害年金(障害福祉年金を除く。)(母子年金(母子福祉年金を除く。)(準母子年金(準母子福祉年金を除く。))、遺児年金又は寡婦年金。三分の一

別表

種 別	障 害 補 償 年 金		障 害 補 償 一 時 金		
	等 級	倍 数	等 級	倍 数	
障 害 補 償 年 金	第一級	二四〇	第一級	四五〇	
	第二級	二一三	第二級	三五〇	
	第三級	一八八	第三級	二七〇	
	第四級	一六四	第四級	二〇〇	
	第五級	一四二	第五級	一四〇	
	第六級	一二〇	第六級	一〇〇	
	第七級	一〇〇	第七級	一〇〇	
	障 害 補 償 一 時 金	第一級	二四〇	第一級	四五〇
		第二級	二一三	第二級	三五〇
		第三級	一八八	第三級	二七〇
		第四級	一六四	第四級	二〇〇
		第五級	一四二	第五級	一四〇
		第六級	一二〇	第六級	一〇〇
		第七級	一〇〇	第七級	一〇〇

備 考

この表に定める等級に應ずる身体障害に関しては、地方公務員災害補償法の例による。

○度会村条例第三十二号

度会村事務所位置条例等の一部を改正する条例
右公布する。

昭和四十二年十二月二十六日

三重県度会村長 浜 岡 和 一

度会村事務所位置条例等の一部を改正する条例

第一条、次に掲げる条例の題名及び同条中「度会村」を「度会町」に「村長」を、

「町長」に「村議会」を「町議会」に、「村議会議員」を「町議会議員」に、「村議会議員」を「町議会議員」に、「町長印」を「町長印」に「村長町」を「町長名」に「村職員」を「町職員」に、「本村」を「本町」に「村政」を「町政」に「村内」を「町内」に、「村立」を「町立」に「村税」を「町税」に「村民税」を「町民税」に「村有」を「町有」に、「村営」を「町営」に、「村債」を「町債」に「村費」を「町費」に改める。

- 度会村事務所位置条例
- 度会村公告式条例
- 度会村議会議員定数条例
- 度会村議会定例会の招集回数に関する条例
- 度会村議会常任委員会条例
- 度会村議会事務局設置条例
- 度会村課制条例
- 度会村区事務費補助に関する条例
- 度会村印鑑条例
- 度会村防災会議設置条例
- 度会村災害対策本部設置条例
- 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例
- 度会村防犯委員会条例
- 度会村交通安全対策協議会設置条例
- 度会村立会演説会の開催に関する条例
- 度会村監査委員条例
- 度会村監査の執行に関する条例
- 度会村固定資産評価審査委員会に関する条例
- 度会村職員定数条例
- 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例
- 条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例

- (昭和三〇年条例第三号)
- (昭和三〇年条例第一号)
- (昭和四〇年条例第三五号)
- (昭和三一年条例第一三三号)
- (昭和三〇年条例第七号)
- (昭和三四年条例第一二二号)
- (昭和四二年条例第一三三三三)
- (昭和三八年条例第二八号)
- (昭和三三年条例第六号)
- (昭和三七年条例第一八号)
- (昭和三七年条例第一九号)
- (昭和三八年条例第四号)
- (昭和三九年条例第二〇号)
- (昭和四一年条例第三三三三)
- (昭和四〇年条例第三六六)
- (昭和三九年条例第一号)
- (昭和四〇年条例第一九号)
- (昭和三一年条例第五号)
- (昭和三〇年条例第四号)
- (昭和四〇年条例第三号)
- (昭和四〇年条例第五号)

- 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- 職員の職務の宣誓に関する条例
- 職務に専念する義務の特例に関する条例
- 職員団体の登録に関する条例
- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
- 度会村報酬および費用弁償等に関する条例
- 投票管理者の報酬に関する条例
- 度会村証人等の実費弁償に関する条例
- 度会村選挙管理委員会の事務に従事する従業員に対する費用弁償に関する条例
- 度会村特別報酬等審議会条例
- 村長、助役及び収入役の給料及び旅費に関する条例
- 度会村保育所長等の給与に関する条例
- 度会村職員給与条例
- 度会村職員の特殊勤務手当に関する条例
- 度会村職員の旅費に関する条例
- 度会村派遣研修生に対する旅費支給条例
- 度会村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 度会村財産の交換譲渡、無償貸付等に関する条例
- 度会村国民年金印紙購入基金の設置、及び管理に関する条例
- 度会村県道改良事業基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 度会村税条例
- 度会村税の特例に関する条例
- 度会村手数料徴収条例
- 村長の証明する証明書に関する条例
- 重度精神薄弱児扶養手当法に基づく戸籍記載事項証明の手数料に関する条例
- 度会村水道使用料条例
- 度会村特別会計条例
- 昭和三十七年度出納閉鎖期(昭和三十八年五月三十一日)における赤字解消特別会計条例
- 度会村財政事情の作成および公表についての条例
- 私有電話等を使用した(公用)電話等支出負担に関する条例

- (昭和四〇年条例第二号)
- (昭和四〇年条例第一号)
- (昭和四〇年条例第四号)
- (昭和四一年条例第三〇号)
- (昭和四一年条例第三一三)
- (昭和三六年条例第一〇号)
- (昭和四一年条例第四八号)
- (昭和四二年条例第一七号)
- (昭和三八年条例第一八号)
- (昭和三九年条例第一八号)
- (昭和三四年条例第二五号)
- (昭和三一年条例第九号)
- (昭和三八年条例第二五号)
- (昭和三四年条例第二六号)
- (昭和四〇年条例第三七号)
- (昭和三九年条例第二号)
- (昭和三九年条例第三号)
- (昭和三九年条例第一号)
- (昭和四〇年条例第四二二)
- (昭和三七年条例第一号)
- (昭和四〇年条例第六号)
- (昭和三一年条例第八号)
- (昭和三九年条例第二一号)
- (昭和三九年条例第二二二)
- (昭和四一年条例第四七号)
- (昭和三九年条例第四号)
- (昭和四一年条例第四〇号)
- (昭和三四年条例第一九号)
- (昭和四一年条例第四九号)

度会村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

度会村学校医及び学校歯科医設置条例

度会村医師手当支給条例

度会村立学校給食センター条例

度会村学校給食員の給与に関する条例

度会村社会教育委員に関する条例

度会村公民館設置および管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例

度会村保育所条例

度会村青少年問題協議会設置条例

度会村村営住宅管理条例

度会村村営住宅使用料条例

度会村母子健康センター設置条例

度会村母子健康センターの組織等に関する条例

度会村母子健康センター運営に関する給付条例

度会村診療所設置条例

度会村診療所運営に関する給付条例

度会村接種検診手当支給条例

度会村国民健康保険条例

度会村国民健康保険税率

災害に因る被災者に対する国民健康保険料の減免に関する条例

度会村農業委員会の選挙による委員の定数条例

度会村農業委員会の職員の定数に関する条例

度会村農業労働力調整協議会条例

度会村農業協同組合併助成金交付に関する条例

度会村営林道工事事業分担金徴収条例

度会村建設審議会条例

度会村消防団条例

度会村消防団員給与条例

度会村消防団員等公務災害補償条例

度会村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

度会村火災予防条例

(昭和四〇年条例第四五号)

(昭和四一年条例第一八号)

(昭和四一年条例第一一〇号)

(昭和四一年条例第一三〇号)

(昭和四一年条例第一五〇号)

(昭和三六〇年条例第一四〇号)

(昭和三一年条例第六〇号)

(昭和四二年条例第四〇号)

(昭和四一年条例第五〇号)

(昭和三七年条例第一六〇号)

(昭和四〇年条例第二〇〇号)

(昭和三四年条例第二〇〇号)

(昭和三九年条例第三二〇号)

(昭和四〇年条例第二四〇号)

(昭和三一年条例第二〇号)

(昭和四二年条例第一六〇号)

(昭和四一年条例第一二〇号)

(昭和三四年条例第一八〇号)

(昭和三八年条例第九〇号)

(昭和三四年条例第三〇号)

(昭和三二年条例第四〇号)

(昭和三二年条例第七〇号)

(昭和三六〇年条例第一五〇号)

(昭和四〇年条例第三九〇号)

(昭和三九年条例第一九〇号)

(昭和三二年条例第三〇号)

(昭和三二年条例第九〇号)

(昭和三一年条例第一一〇号)

(昭和四一年条例第二四〇号)

(昭和三九年条例第一五〇号)

(昭和三七年条例第二〇号)

附 則
この条例は、昭和四十三年一月一日から施行する。

〇度会村条例第三十三号

度会村診療所運営に関する給付条例の一部を改正する条例
右公布する。

昭和四十二年十二月二十六日

三重県度会村長 浜 岡 和 一

度会村診療所運営に関する給付条例の一部を改正する条例

度会村診療所運営に関する給付条例(昭和四十二年度会村条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「五、〇〇〇円」を「五、四〇〇円」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和四十二年九月十五日から適用する。